

住宅セーフティネット法に基づく

居住支援 協議会

について



東京都居住支援協議会

〈令和5年3月〉

目次

■居住支援協議会ってどんなもの?	01・02
■居住支援協議会における取組の方向性	03
■住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ	04
■住宅確保要配慮者に対する施策	05~07
■東京都居住支援協議会	08
■東京都の指定する居住支援法人の紹介	09~20
■都内の居住支援協議会の紹介	21~33
■居住支援に活用できる様々な制度	34~36
■関連法令・関連制度の紹介	37・38

居住支援協議会
の活動内容

居住支援協議会では、関係者間で情報交換や協議をしながら様々な活動を行っています。例えば、相談窓口の設置、住宅情報の提供、住民への広報活動、空き家の利活用や入居支援と生活支援を一体化した居住支援の取組など、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体等の間で連携しながら活動しています。

<一例>



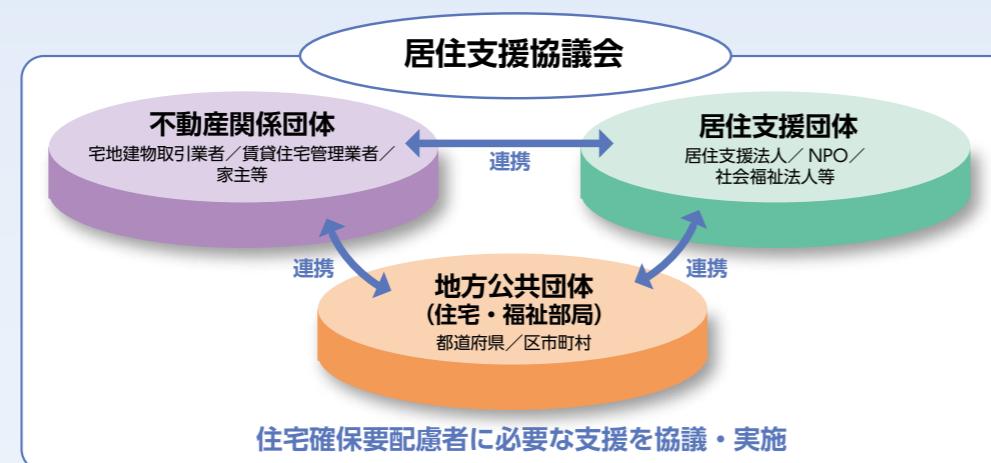
居住支援協議会ってどんなもの?

居住支援協議会
とは…

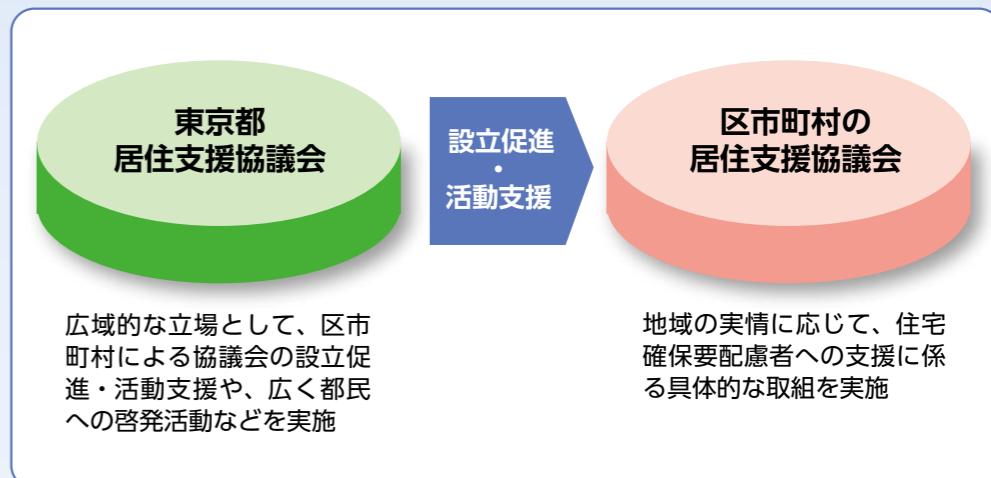
住宅確保要配慮者（低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮が必要な方々を「住宅確保要配慮者」と言います。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

居住支援協議会については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第51条に規定されています。

東京都と
区市町村の
居住支援協議会
の役割

東京都と区市町村の居住支援協議会が適切に役割分担をし、住宅確保要配慮者の居住の安定を図っています。



居住支援協議会における取組の方向性

区市町村の居住支援協議会の設立や活動内容としては、次の5つが考えられます。

① 協議会の体制づくり

居住支援協議会は、多様な主体が連携し、活動する組織です。地域の実情を踏まえて、協議会の活動内容を定め、それに応じた体制を構築することが求められます。

② 関係者への理解促進

住宅確保要配慮者が円滑に入居できるようになるには、家主や不動産店、地域等に対して理解を促進し、協力体制を構築することが不可欠です。

③ 相談窓口の開設

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談窓口では必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

④ 住宅確保と情報提供

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

⑤ 居住支援サービス

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

※居住支援協議会の設立や運営について、国土交通省では手引を作成し、公表しています。



住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に当たっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスも整えていくことが必要となります。

民間賃貸住宅への入居における課題		住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスイメージ
住宅確保要配慮者	賃貸人	
適当な住宅が見つからない	賃借人が見つからない(空き家)	①住宅確保要配慮者に対する分かりやすく一元的な情報提供 【内容】入居・住み替えが可能な住宅 (協力している不動産関係団体(協力店)、利用可能なサービス(居住支援団体)、雇用・福祉関連施策 【提供方法】HP、相談窓口、相談会等
属性による入居制限		②契約手続サポートサービスの提供 (契約締結時の立会い、生活ルール等の説明)
住宅規模のミスマッチ (高齢者、子育て世帯等)		③家主・協力店・居住支援団体向け研修 ④相談員の人材育成
契約手續が複雑		
保証人等の確保が困難	入居後の家賃滞納等トラブルを懸念	①家賃債務保証への支援 (利用可能な家賃債務保証の情報提供、保証料への助成等) ②緊急連絡先の提供
家賃滞納による明渡し	家賃滞納	①生活保護(住宅扶助)の代理納付 (福祉事務所が、家主等に家賃(共益費を含む)を納付) ②公的賃貸住宅のあっせん (管理者との調整、地域住宅協議会との連携等)
管理に対する不満	トラブル発生 (近隣トラブル、病気、死亡等)	①トラブル防止・対応マニュアルの作成、周知 ②賃貸人・賃借人の双方に対する電話相談、トラブル等の緊急時対応サービス等の提供 ③見守り、生活相談等サービスの提供 ④家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲)
突然の体調変化等への不安		
孤立死に対する不安	原状回復を巡るトラブル 身寄りがない場合の対応への懸念(家財整理・残置物処理、葬儀等)	①原状回復ルールの明確化、周知 ②第三者による入退去時の立会い、査定 ③家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲) ④家財整理・残置物処理、葬儀代行等のサービスの提供





住宅確保要配慮者に対する施策



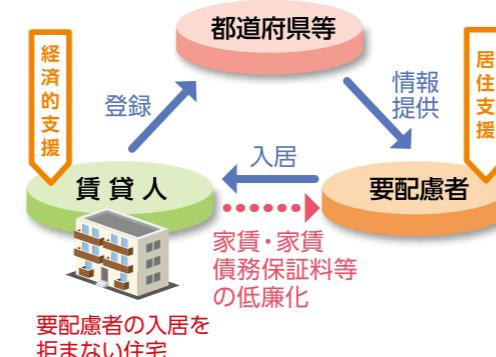
住宅確保要配慮者に対する施策

住宅セーフティネット制度の概要(国(国土交通省))

セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のことをいいます。セーフティネット住宅に関する主な取組は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援から成り立っています。

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
 - 登録基準 耐震性能、一定の面積 等
 - ※共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）の面積等の基準も策定
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
- 都道府県・区市町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定



② セーフティネット住宅の改修や入居者への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助（一定期間、国の直接補助あり）
 - 補助対象工事：バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
 - 補助率：補助金（制度の立ち上げ期）の場合：国1/3（国の直接補助）
 - 交付金の場合：国1/3+地方1/3（地方公共団体が実施する場合の間接補助）
 - 入居者要件等：入居者収入及び家賃水準（特に補助金の場合）について一定要件あり
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料等の低廉化への補助
 - 補助対象：①家賃低廉化に要する費用
 - ②入居時の家賃債務保証料等
 - 補助率：国1/2+地方1/2（地方が実施する場合の間接補助）
 - 入居要件等：入居者収入及び補助期間について一定要件あり
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
 - 都道府県が家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するNPO法人等を指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
 - 登録住宅等情報提供・入居相談
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
 - 代理納付とは：本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
 - 一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録
- 居住支援活動に対する補助
 - 居住支援協議会等の居住支援活動等が補助対象

「新たな住宅セーフティネット制度 国土交通省住宅局（令和2年3月）」を基に作成

住宅セーフティネット制度に関する東京都の取組

東京都は、セーフティネット住宅に「東京ささエール住宅」と愛称をつけ、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度における登録住宅の面積基準を緩和（既存住宅を活用する場合）、②住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修等に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援、③居住支援法人の指定に取り組んでいます。

① 登録住宅の面積基準の緩和

- 「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（令和4年3月）」において、登録住宅の面積基準の緩和を定めています。（いずれも既存在宅の場合）
- 着工年度別に各戸の床面積の基準（25m²以上）を緩和
 - 平成7年度までに着工：15m²以上
 - 平成8年度～17年度に着工：17m²以上
 - 平成18年4月1日～平成30年3月30日に着工：20m²以上
 - 台所、収納又は浴室が共用である場合、各戸の床面積の基準（18m²以上）を13m²以上に緩和
 - シェアハウスの場合
 - 専用居室面積（9m²以上）を7m²以上に緩和
 - 住宅全体の面積について、（15m²×居住人数+10m²）以上を、（13m²×居住人数+10m²）以上に緩和

② 区市町村に対する財政支援

- 改修費への補助
 - 区市町村が行う貸主等に対する改修費補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助
 - 高齢者・障害者・子育て世帯の専用住宅として改修する場合、改修費に係る補助を上乗せ

【都の補助制度】

(原則)

(高齢者・障害者・子育て世帯の専用住宅)
- 家賃・家賃債務保証料等低廉化への補助
 - 区市町村が行う貸主等に対する家賃・家賃債務保証料等の低廉化への補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助

【家賃低廉化に要する費用】

(原則)

- 少額短期保険等保険料への補助
 - 入居者の死亡に伴い、セーフティネット住宅の貸主等が被る損失（①残存家財整理費用、②居室内修繕費用、③空き家となつたことによる逸失家賃の少なくともいざれか）を補償する少額短期保険等保険料について、地方公共団体負担分の1/2を補助

- 【都の補助制度】**
-
- *1 補助限度額 3,000円／年・戸
*2 6,000円／年・戸を超える部分



③ 東京都独自の補助制度

◆見守り機器設置費等への補助

高齢者を受け入れるセーフティネット住宅に、貸主が一定の機能を有する見守り機器を取り付けた場合、その購入費及び取付費の1/2を補助（上限1戸当たり3万円）

◆登録協力補助（登録協力報奨金）

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合、当該貸主及び事業者にそれぞれ1戸当たり5万円の報奨金を交付

◆安心居住パッケージ事業

居住支援法人等を中心に居住支援に関わる団体や事業者間のネットワークの強化を図るとともに、要配慮者の属性や状況に応じた、居住支援サービスの提供にかかる経費を補助（令和3年度～4年度モデル事業）

④ 居住支援法人の指定

◆「東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準」を策定

- 居住支援業務に関する法人の活動実績としておおむね1年以上、適切に実施していること
- 担当する役員及び職員の支援業務従事歴において、支援業務従事歴が1年以上あることなど
- 令和5年2月末現在、49法人を指定

◆指定した居住支援法人については、原則として、東京都居住支援協議会の構成員とし、区市町村や不動産団体等との連携により、登録住宅における居住支援の強化を図っています。

この他にも、貸主等に対する支援をご用意しています。

詳しくは、都のホームページをご確認ください。



住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

手続は原則として電子申請で、登録申請手数料は無料です。

登録基準や手続方法など詳しくは、東京都住宅政策本部ホームページをご確認ください。

また、登録された物件の情報は、セーフティネット住宅情報提供システムでご覧いただけます。

東京都住宅政策本部
ホームページ

>>>



セーフティネット
住宅情報提供システム

>>>



住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要です。

東京都居住支援協議会は平成26年度に設立され、下記の取組を実施し、区市町村居住支援協議会の設立・活動を支援しています。



〈東京都居住支援協議会の取組〉



区市町村に向けた セミナーの開催

他の居住支援協議会の取組事例など、協議会設立の参考となる情報の提供



不動産団体・居住支援団体に 向けたセミナーの開催

学識経験者の講演、居住支援を行う団体の活動内容の紹介など、地域での居住支援に資する情報の提供



居住支援協議会の 紹介リーフレットの作成・配布

都内居住支援協議会・居住支援法人の活動内容や居住支援に関わる事業の紹介

東京都居住支援協議会構成員

- (公社) 東京都宅地建物取引業協会
- (公社) 全日本不動産協会東京都本部
- (公社) 東京共同住宅協会
- (NPO) 日本地主家主協会
- (公財) 日本賃貸住宅管理協会
- (一財) 高齢者住宅財団
- (社福) 東京都社会福祉協議会
- (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター
- (独法) 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
- 東京都住宅供給公社
- 東京都（住宅政策本部、福祉保健局）

東京都の指定する居住支援法人

東京都の指定する居住支援法人

- 1 ホームネット(株)
- 2 (NPO)市民福祉団体全国協議会
- 3 (NPO)リトルワンズ
- 4 (社福)悠久会
- 5 (NPO)ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
- 6 (株)ケアプロデュース
- 7 (一社)ささえる手
- 8 企業組合労協センター事業団
- 9 (NPO)コレクティブハウジング社
- 10 (株)こたつ生活介護
- 11 (NPO)せたがや福祉サポートセンター
- 12 (株)テップル
- 13 生活クラブ生活協同組合
- 14 (一社)ビーンズ
- 15 (NPO)東京ソテリア
- 16 (公財)日本賃貸住宅管理協会
- 17 (一社)家財整理相談窓口
- 19 メイクホーム(株)
- 20 (株)KURASHI
- 21 (NPO)介護者サポートネットワークセンター・アラジン
- 22 (一社)くらしサポート・ウィズ
- 23 (NPO)東京こうでねいと
- 24 (株)エイプレイス
- 25 (株)Casa
- 26 ベスト・レギュレーション(株)
- 27 (NPO)豊島子どもWAKUWA KUネットワーク
- 28 (一社)包括あんしん協会
- 29 (一社)ウイズタイムハウス
- 30 (一社)コミュニティネットワーク協会
- 31 (有)アシスト
- 32 (NPO)エヌフィット
- 33 (株)陽徳不動産
- 34 (株)ヒューライフコーポレーション
- 35 (株)ふるさと
- 36 吉祥ハウジング(有)
- 37 (株)メリーコーディネート
- 38 (一社)介護グループふれあい
- 39 (株)ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
- 40 (社福)大三島育徳会
- 41 (株)ホッとスペース東京
- 42 (NPO)インクルージョンセンター 東京オレンヂ
- 43 (一社)生涯現役ハウス
- 44 (株)R65
- 45 (株)うぐいす不動産
- 46 (社福)おあしす福祉会
- 47 インケアフィット(株)
- 48 IGOCOCHI(株)
- 49 (社福)白寿会
- 50 (一社)住まいと暮らしの相談室

法人の詳細については、次ページ以降を参照してください。

(令和5年2月末時点)





東京都の指定する居住支援法人の紹介



居住支援法人

居住支援法人

● …実施してるサービス

★…特に支援に力を入れている対象者 ※1は一人親世帯 ※2は母子家庭

*居住支援法人名は一部省略



東京都の指定する居住支援法人の紹介



居住支援法人																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	19	20	21	22	23			
サービス内容	ホームネット	市民福祉団体全国協議会	リトルワنز	悠々会	ハピタット・フォービューマニティ・ジャパン	ケアプロデュース	ささえる手	労協センター事業団	コレクティブハウジング社	こたつ生活介護	せたがや福祉サポートセンター	テップル	生活クラブ生活協同組合	ビーンズ	東京ソテリア	日本賃貸住宅管理協会	家財整理相談窓口	マイクホーム	KURASHI	アラジン	くらしサポート・ワイズ	東京こうでねいと			
A 住まいに関する相談	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	A	
B 不動産業者・物件の紹介	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	B	
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	C	
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	D	
E 賃貸借契約時の保証人の引受			●	●	●	●				●	●	●					●	●							E
F 家賃債務の保証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	F	
G 事業所(法人)で借り上げて入居支援(サブリース)			●	●		●							●	●			●	●							G
H シェルター等への一時的な入居支援			●			●						●	●	●											H
I 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	I	
J 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	J	
K 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	K	
L 生活支援(家事・買い物支援等)	●	●	●	●	●	●	●						●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	L	
M 金銭、財産管理			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	M	
N 近隣との関係づくり、サロン等への参加	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	N	
O 近隣や家主との間のトラブル対応			●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	O	
P 就労支援			●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	P	
Q 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等			●	●	●	●			●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	Q	
R 家財処分・遺品整理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	R	
S 葬儀、納骨等			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S	

居住支援法人																										サービス内容		
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	サービス内容
エイブレイス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	A	
Casa	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	B	
豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	C	
包括あんしん協会																											D	
ウイズタイムハウス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	E	
アシスト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	F	
エヌフィット																											G	
陽徳不動産																											H	
ヒューライフコープレーション																											I	
ふるさと																											J	
吉祥ハウジング																											K	
メリーコーディネーター																											L	
ふれあい																											M	
ジェイ・エス・ビ・ネットワーク																											N	
大三島育徳会																											O	
ホツスピース東京																											P	
インクラージョンセンター東京オレンヂ																											Q	
生涯現役ハウス																											R	
R 65																											S	
うぐいす不動産																											T	
おあしす福祉会				</																								

対象
エリア

東京都全域

1 ホームネット 株式会社

法人指定:2018年5月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:1991年 連絡先:0120-460560(平日月・木のみ)

設立時より提携事業者と共に、主に高齢者等を24時間体制で生活支援を行う「緊急通報サービス」を提供しています。2015年に、単身高齢者の入居リスクである孤独死対策として「電話による安否確認」と「死亡時の費用補償」をセットにしたサービス『見まもっTELプラス』をリリースし、高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、入居促進につなげています。入居相談は、同サービス取扱い不動産店と連携することで、対応可能な不動産店と相談者をマッチングするかたちで実施しています。また、他居住支援法人にも同サービスを安否確認業務負荷の低減や、安否確認頻度・効率の向上のために活用いただけます。

対象
エリア

東京都全域

3 NPO 法人 リトルワンズ

法人指定:2018年5月 事務所所在地:東京都杉並区
居住支援業務開始年:2012年 連絡先:03(5335)7285

母子家庭に特化した住宅支援を行っています。シェアハウス、マンション、一軒家など、200家族以上のご家族をマッチング（2020年12月現在）。お母さんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんは安心できる住まい手をご提案しています。住まい探しから、入居後の生活支援、お仕事のご案内、お子様の学習、毎月のイベントなど母子家庭に近い団体だからこそ出来るオーダーメイドの支援です。

対象
エリア

新宿区を中心とする23区

5 NPO 法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(6709)8784

「今ある住まいを守る」「新しい住まいにつなぐ」を活動の柱に、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して支援に取り組んでいます。

「今ある住まいを守る」活動では、高齢の方や障がいをお持ちの方、またひとり親世帯などで、ご自身では片付けが困難な方のお宅にボランティアとともに訪問し、清掃や片付け、簡単な修繕などを実行しています。

「新しい住まいにつなぐ」活動では、新しい住まい探しに困難を抱える方の相談を受け、情報の提供や必要に応じて不動産店等への同行を行っています。

対象
エリア

大田区

2 NPO 法人 市民福祉団体全国協議会

法人指定:2018年5月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:03(6809)1091

市民協は、全国の介護・福祉系のNPO法人や団体をネットワークしている中間支援団体です。
高齢者、低額所得者、障がい者、ひとり親世帯など「住宅確保に特に配慮を要する方」の住宅確保に関するニーズは高いのに、住宅確保の困難事例が多くあります。
生活の基盤である住宅確保に向けて、要生活配慮の方に寄り添いながら、住宅確保に向けたお手伝いを行っています。

対象
エリア

町田市

4 社会福祉法人 悠々会

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都町田市
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:042(737)7288

住む場所にお困りの方、今すぐご相談ください。住みたいお部屋を悠悠会が借り上げ、低廉な家賃でお貸します。
(あんしん住宅の特長)
・保証人や緊急連絡先がない方でも賃貸契約が可能です。
・24時間見守りシステムを設置し、緊急時にはご自宅に駆け付けます。
・自動消火器を設置し、出火時には、初期消火に努めます。
・買い物や通院、外出を支援します。
・日常生活の不便解消や終活に至るまで安心してご利用いただけるサービスを提案、提供します。

対象
エリア

東京都23区

6 株式会社 ケアプロデュース

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都世田谷区
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(6453)4195

お元気な方から介護が必要な方までの入居相談を受け、高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホームの紹介、あつせん、情報提供を18年、延べ50,000人以上の方の相談を受けてきました。様々な相談を受ける中、近年、所得の低い方、身寄りがない方などの相談が増えており、その方に合った住まい探しの必要性を感じ、今までの幅広いネットワークや相談経験をもとに、居住支援活動に生かしたいと考えております。また、生活支援サービスとして、見守り電気駆けつけ家族代わりサポートを推進し、一人暮らしでも安心して生活できるようサポートしています。

対象
エリア

練馬区、板橋区、西東京市、武蔵野市

7 一般社団法人 ささえの手

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都練馬区
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(6904)4502

ささえの手ではこれまで200名以上の住宅確保要配慮の方々の転居を実現してまいりました。
福祉の現場を経験している有資格者と、不動産の現場を経験している有資格者が在籍し、お部屋探しから転居後の支援体制の確立まで、併走型支援の実現が可能な体制を整えています。
また連携医療機関、連携福祉施設も増加中です。お気軽にお問い合わせください。

対象
エリア

新宿区、墨田区、豊島区、板橋区、杉並区、練馬区

8 企業組合労協センター事業団

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2003年 連絡先:03(4334)8999

働く者の協同組合として、高齢者や障害者等の生活支援や就労支援を行ってきました。居住支援法人としてはらくことについての相談も行っています。地域での生活には住まいの確保と同時に地域の見守りや支え合いのしきみが必要です。私たちは、地域で支え合う仕組みづくりを通じて、みんなで協同し、「ともに生き、ともに働く」地域づくりを目指していきます。

対象
エリア

立川市、武蔵村山市、昭島市

10 株式会社 こたつ生活介護

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都立川市
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:042(519)8388

私たちは、地域包括ケアシステムを基本軸に地域共生社会の実現を目指し高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最期の時まで安心して暮らし続けられるよう行政（福祉・住宅）や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー、民生委員等と連携して、入居前の支援（相談・アセスメント、生活支援コードイネート、住宅情報の提供、内覧同行、緊急連絡先の確保、契約支援、引越支援など）から入居中の支援（見守り・生活相談・緊急時対応等）そして、人生を終えた時の支援も、司法書士や行政書士、葬祭協会等と連携しサポートします。また、空き家対策についても、行政や社協、創業支援機関、金融機関と連携して、「活き家プロジェクト」により、空き家の発生抑制に取り組んでおります。

対象
エリア

新宿区を中心とする23区

5 NPO 法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

法人指定:2018年6月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(6709)8784

「今ある住まいを守る」「新しい住まいにつなぐ」を活動の柱に、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して支援に取り組んでいます。

「今ある住まいを守る」活動では、高齢の方や障がいをお持ちの方、またひとり親世帯などで、ご自身では片付けが困難な方のお宅にボランティアとともに訪問し、清掃や片付け、簡単な修繕などを実行しています。

「新しい住まいにつなぐ」活動では、新しい住まい探しに困難を抱える方の相談を受け、情報の提供や必要に応じて不動産店等への同行を行っています。

対象
エリア

世田谷区、近隣区

11 NPO 法人 せたがや福祉サポートセンター

法人指定:2018年7月 事務所所在地:東京都世田谷区
居住支援業務開始年:2008年 連絡先:03(6413)1506

2000年にNPO法人となり、市民によるささえあいのまちづくりを目指して「世田谷たすけあいネット」を2004年から開始しています。高齢者、障害者等の生活弱者（困っている人・支援を必要とする人）をささえの地域の仕組みはまだ足りません。居住支援制度をきっかけに、さらなる動きが拡がることを期待しています。行っているサービス内容は、安否確認・緊急時対応、定期または随時訪問（見守り）です。

対象
エリア

練馬区、板橋区、中野区、杉並区、武蔵野市

12 株式会社 テップル

法人指定:2018年9月 事務所所在地:東京都練馬区
居住支援業務開始年:2015年 連絡先:03(5848)8288

弊社は本業をリフォーム業と高齢者入居支援業の二本立てで運営しています。高齢者入居支援業務として①緊急連絡先代行サービス②保証人代行サービスを中心に家主様および管理会社様が高齢者入居時のリスク軽減を目的としたサービス展開を推進しております。

対象
エリア

主として世田谷区

13 生活クラブ生活協同組合

法人指定:2018年9月 事務所所在地:東京都世田谷区
居住支援業務開始年:1991年 連絡先:03(6388)9543

住まいの問題は、最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者住宅などの福祉事業及び増改築改修工事・片づけなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方、低額所得者の方・高齢者の方・子育て中の方など住まいにお困り方、皆さんの住まいの問題と共に考え解決していきたいと考えています。

対象
エリア

千代田区、渋谷区、府中市

14 一般社団法人 ビーンズ

法人指定:2018年11月 事務所所在地:東京都千代田区
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:03(5577)6651

当法人では、これまで渋谷区・千代田区に拠点を構え精神障がい者の就労と生活の自立を支援する福祉事業を運営してきました。居住支援の活動を通じ「障害のある方が、住みたい場所で自立した暮らしを行えるようにすること」を目指し、都心部でマンションを借りて生活することの支援を行っています。

対象
エリア

東京都23区、近隣市

20 株式会社 KURASHI

法人指定:2019年6月 事務所所在地:東京都中央区
居住支援業務開始年:2015年 連絡先:03(3527)9674
居住支援専用連絡先:03(3527)9874

KURASHIは、宅地建物取引業者（不動産業者）です。法人代表者は、福祉マネジメント修士・社会福祉士です。約二十年「住まいと老後の支援」が専門分野です。法人弁護士は、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士等の立場もあり、高齢者や障害者の財産管理や後見業務、死後事務委任など、数多く受任しています。また、東京弁護士会・高齢者・障害者の権利に関する特別委員会・(公)東京都社会福祉士会・司法福祉委員会・文京社会福祉士会会長等の活動を行っています。「居心地の良い居場所づくり」「心が穏やかな豊かな暮らし」の実現を居住支援の理念とし、多職種連携(IPW)、物件のサブリース、賃貸管理とその後の支援に力を入れています。弊社で課題解決・緩和できない案件は、地域や専門分野の居住支援法人へ、つなぎます。何なりとご相談下さい。

対象
エリア

杉並区、新宿区、中野区、豊島区、近隣区

21 NPO 法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン

法人指定:2019年6月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(5368)1955

2001年の設立時より、地域で孤立しがちな高齢者や家族介護者が、地域とつながりを持つためのしくみづくりに取り組んでいます。特に地域での居場所（会やサロン）やカフェを、地元の支援者の人材育成しながら、立ち上げと、運営支援を行い、地域のネットワーク形成に取り組んできました。

住み替えの相談支援等をする中で、生きづらさや孤立、ひきこもり、経済的困難などの課題を抱える方に、粘り強く寄り添い、生活の支援とともに入居後は孤立することなく地域に溶け込み、終の住み処になれるよう支援しています。

対象
エリア

江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、近隣区

15 NPO 法人 東京ソテリア

法人指定:2018年12月 事務所所在地:東京都江戸川区
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(5879)4970

主に精神障害の方を対象に支援をおこなっているNPO法人です。これまでの居住支援のノウハウを生かし、どなたでも地域で当たり前に暮らすことのできる社会づくりに貢献をしたいと思います。行政と連携をして、地域の中で活動を展開していきます。特に福祉サービスとの手配や連携、引っ越し前後には一人一人に寄り添ったお手伝いをさせていただきます。引っ越し後の定着支援までの一連の作業の中で、今後住まう地域での暮らしに希望を見出せるような支援をしていきます。

対象
エリア

東京都全域

16 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

法人指定:2019年3月 事務所所在地:東京都千代田区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6265)1555

当協会は「居住者に安全・安心・快適な住環境の提供」、「所有者の資産価値の維持・向上」、「管理者（賃貸住宅管理業者）の社会的役割・地位の確立」を目的に掲げ、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目指して活動しています。協会が有する賃貸管理に係る知見やノウハウを基に、入居前や入居中における住まいのお困りごとの相談対応等、支援を行っています。

対象
エリア

東京都全域（島しょ部を除く）

22 一般社団法人 くらしサポート・ウィズ

法人指定:2019年8月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6233)8260

当法人では社会福祉士や消費生活アドバイザー、キャリアコンサルタント等の資格者による「くらしの相談ダイヤル」を中心とした相談業務を行っております。日々のくらしの心配や不安、生きづらさに悩む方々の相談を受けながらその解消につとめてまいりました。相談業務で培ったスキルを生かし、住まいに関する「困りごと」や住まい探しのご相談を電話やメール、面談等で伺います。ご希望を踏まえながら他の居住支援法人や不動産会社と連携しながら情報提供、マッチング、同行支援等を行います。必要な方へは行政や福祉団体と連携し、入居後も支援を必要とする方に対しては見守りを行うなど、様々な不安や問題を抱える方々をサポートしていきます。

対象
エリア

東京都全域

17 一般社団法人 家財整理相談窓口

法人指定:2019年3月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2018年 連絡先:0120(166)077

2015年に、家財整理業界の健全な発展と品質向上のための支援をするために設立した法人で、2018年9月より居住支援法人としての活動を開始しました。

高齢者や障がい者などの方々に対し、住まい探しや見守り支援の他、住み替えや退去に伴う家財整理、あるいは家財などが放置されたまま活用されていない家屋・部屋等に残された家財の整理や片付け、または亡くなった方の大切な遺品等の整理などについてご相談を受け、適切にアドバイスをさせていただいています。家財整理や片付け実施の具体的なご相談に際しては、直接訪問して状況を確認の上お見積りをして、ご要望があれば片付けの実施まで一貫してお受けします。

対象
エリア

東京都全域（島しょ地域除く）

19 メイクホーム 株式会社

法人指定:2019年3月 事務所所在地:東京都足立区
居住支援業務開始年:2015年 連絡先:03(5856)0557

メイクグループは、全ての住宅確保要配慮者の方の支援をしております。

特に、生活保護・障害者・DV被害者・難病患者・高齢者・片親世帯・外国籍の方のお部屋探し・引越・見守り・死亡時の対応をトータルに行っている会社です。

自社の要配慮者向けの管理物件も多数所有しており、優先して入居が可能です。また、連帯保証人・緊急連絡先がない方も、緊急連絡先協会に加入することで、賃貸保証会社の審査が可能となります。

役所・病院・包括支援センター・障がい者施設・保健所と連携を取り、毎日たくさんのお相談を受けています。

弱者救済・人道支援を目的に設立された企業グループです。

対象
エリア

新宿区、北区

24 株式会社 エイプレイス

法人指定:2019年10月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(5287)5811

福祉先進国デンマークには「Aging in place」（住み慣れた地域で、自分らしく最期まで）という考え方があります。

わたしたちエイプレイスは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで暮らせるよう、在宅介護事業や生活支援サービス等の活動を通じて、様々なサポートを行っています。

対象
エリア

東京都全域（島しょ部を除く）

25 株式会社 Casa

法人指定:2019年11月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2011年 連絡先:0120(97)5501

弊社は、高齢、障がい、保証人不在などの理由で居住の継続やご転居で困っているお客様などに対し、賃貸契約が終了するまで併走して支援いたします。また、賃貸契約に必要な緊急連絡先がご不在の場合も、安否確認を行っている法人などをご提案して、賃貸契約のお手伝いをいたします。

また、入居後に病気や失業などでお困りの場合は、現状の生活状況を伺い、専門の相談員による公的支援制度のご案内や申請の同行、食料支援、就労に関する情報提供など、ご相談に合わせたサポートを行っています。

対象
エリア

東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、小金井市

26 ベスト・レギュレーション 株式会社

法人指定:2020年1月 事務所所在地:東京都杉並区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(3382)6870

高齢者の方を中心に住宅支援を行っています。特に皆様のお部屋探しに力を入れ、自社保有物件、自社管理物件、提携先の保有・管理物件を中心にお部屋をご提供しております。生活の支援をさせていただくことも大変重要ですが、その第一歩はお住まいになるお部屋を探すところから始まるため、自社でご提供できる物件があることを当社の強みとして皆様の支援をさせていただいております。

対象
エリア

東京都23区

28 一般社団法人 包括あんしん協会

法人指定:2020年3月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(6320)4057

おひとり様・高齢者・一人暮らし高齢者等の要配慮者に対し、安否確認から入院手続、死後の手続までの生涯にわたりトータルサポートの家族代行を行っています。

【支援内容】

- ・要配慮者の住まい相談、物件探し
- ・安否確認（緊急連絡先の引受も行います）
- ・エンディングノート保管
- ・入院時手続代行
- ・施設探し
- ・旅立ちサポート（死後の全ての手続きを行います。（遺体引取、葬儀、火葬、埋葬、遺品整理、賃貸契約解約、公共料金解約等の事務手続））

対象
エリア

豊島区、八王子市、多摩市

30 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

法人指定:2020年5月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6256)0570

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

対象
エリア

豊島区、近隣区

27 NPO 法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

法人指定:2020年3月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:050(5490)1175

当団体は2012年から活動を開始。地域の子どもを地域で見守り育てるために、さまざまな居場所を地域に創出し、ネットワークを構築しています。

主な事業として、池袋本町プレーパーク、子ども食堂、無料学習支援、ホームスタート、WAKUWAKUホームの運営や入学応援給付金、フードサポートプロジェクトなどを実施。

それらの強みを生かし、豊島区内で「すまい」にお困りの方（特に子どもを持つ世帯など）への相談と支援を展開していきます。

対象
エリア

中央区、近隣区

32 NPO 法人 エヌフィット

法人指定:2020年7月 事務所所在地:東京都中央区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(6231)0776

当法人では、これまで中央区と市川市に拠点を構えた福祉事業所です。主に知的障がい者、精神障がい者、身体障がいの方々に対して就労支援と生活の自立に向けたサービスを提供しています。

その他サービスとしてグループホームの運営や障がい福祉サービスに関する相談窓口としても事業を展開しています。

居住支援事業所として我々の障がいに関するノウハウを生かし、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせる様に支援を行っていきたいと思っております。

対象
エリア

大田区

33 株式会社 陽徳不動産

法人指定:2020年7月 事務所所在地:東京都大田区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(3734)6460

東京都大田区南蒲田にて地域密着型の不動産会社として創業47年を迎え創業当時より周辺の町の様子は一変し生活環境は良くなり住みやすくなりました。しかし大田区も人口の高齢化が進み築年数の経過した賃貸住宅の建替えも時代の流れと共に進んでいます。その流れの中で建て替えに伴う高齢者または障害者の方々の住まい探しも厳しい状況であります。

一方で賃貸住宅の貸主側の立場に立てば高齢者等の方々への入居には様々な心配も懸念されます。

そこで不動産業者でもある弊社のような居住支援法人が貸主様、借主様にとって安心して賃貸住宅に入居、または貸付けができるようお手伝いをさせて頂きます。

対象
エリア

東京都23区

28 一般社団法人 包括あんしん協会

法人指定:2020年3月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(6320)4057

おひとり様・高齢者・一人暮らし高齢者等の要配慮者に対し、安否確認から入院手続、死後の手続までの生涯にわたりトータルサポートの家族代行を行っています。

【支援内容】

- ・要配慮者の住まい相談、物件探し
- ・安否確認（緊急連絡先の引受も行います）
- ・エンディングノート保管
- ・入院時手続代行
- ・施設探し
- ・旅立ちサポート（死後の全ての手続きを行います。（遺体引取、葬儀、火葬、埋葬、遺品整理、賃貸契約解約、公共料金解約等の事務手続））

対象
エリア

豊島区、八王子市、多摩市

30 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

法人指定:2020年5月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6256)0570

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

対象
エリア

練馬区、近隣区市

29 一般社団法人 ウィズタイムハウス

法人指定:2020年4月 事務所所在地:東京都練馬区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(5935)4990

本法人は2018年5月にオープンした、障害のある人、高齢の人等のためのシェアハウス「ウィズタイムハウス大泉学園」の管理運営をしてきました。その中で、住まいと生活の相談を多く受けしてきたことから、2020年に居住支援法人としての指定を受けました。「ウィズタイムハウス大泉学園」を拠点にした定期的なイベントを通じて孤立防止の取り組みをしているほか、社会福祉士等、相談の経験のあるスタッフが、住まいのみならず、福祉事務所への同行や地域包括支援センター等との連携など、福祉的な生活支援、就労支援などもサポートしています。

対象
エリア

東京都23区

30 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

法人指定:2020年5月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6256)0570

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

対象
エリア

羽村市

34 株式会社 ヒューライフコーポレーション

法人指定:2020年9月 事務所所在地:東京都羽村市
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:042(533)6460

株式会社ヒューライフコーポレーションは、令和2年9月8日に居住支援法人として東京都から指定を受けさせて頂きました。

その中で居住支援事業として「エルシェアート」という自立型サポートシェアハウスを、東京都の羽村市にオープンさせて、地域包括システムを構築して障害者、高齢者、生活困窮者、児童養護施設、DV被害者の方々を入居に結びつけ、社会で基盤となる居住を支援しているのが株式会社ヒューライフコーポレーションです。

今後は障害者グループホームを新たにオープンさせて、居住支援法人として我々の障がいに関するノウハウを生かし、地域に根差した活動をしていきます。

対象
エリア

東京都23区

30 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

法人指定:2020年5月 事務所所在地:東京都豊島区
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6256)0570

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

対象
エリア

東京都全域

31 有限会社 アシスト

法人指定:2020年6月 事務所所在地:東京都福生市
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:042(551)8711

弊社は介護保険サービス事業所（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）と、障がい者総合支援法のサービス事業所を併設した居住支援法人です。平成12年から、多くの利用者の方々と携わっています。しかし、介護保険と障がい者総合支援法のサービス提供だけでは、生活の安心が得られません。地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員が、住まい探し・見守り・鍵預かり・家電や家財の処分・8050問題などの支援をしています。これら以外、あらゆる支援も行っており、自治体や地域包括支援センターから依頼される案件が多くなりました。訪問して傾聴し、寄り添った支援の必要性を感じています。

対象
エリア

東京都全域(島しょ部を除く)

36 吉祥ハウジング 有限会社

法人指定:2021年5月 事務所所在地:東京都武蔵野市
居住支援業務開始年:2018年 連絡先:0422(22)1010

「見つかるまであきらめません」をモットーに30年以上、高齢者や障がい者、生活保護受給者、外国籍の方のお部屋探しと入居後のサポートを一生懸命に行ってまいりました。2018年に「高齢者・障がい者お部屋探しの窓口」を開設し、DV被害、母子世帯、被災者、難病患者、更生保護施設出身者などの住宅確保要配慮者へのサポートも本格的に開始。現在では都内全域（島しょを除く）年間300名近い方々をサポートしています。緊急連絡先のいない方への無償紹介サービスの提供や精神・身体・経済的負担がかからないよう専用車での送迎も承っております。

住宅確保要配慮者の「最後の砦」、「最終的な拠り所」として、行政、社会福祉協議会、病院、福祉団体との連携を図りながら、他ができない範囲のフォロー、隙間を埋める役割を一層充実していく所存です。

対象
エリア

中央区

37 株式会社 メリアコーディネート

法人指定:2021年5月 事務所所在地:東京都中央区
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(6264)2784

株式会社メリアコーディネートは東京都・大阪府の2府県で居住支援法人に指定されている不動産業者です。東京支店での実績はコロナ禍の中、支店開業したこともありまだ数は少ないですが、代表者が女性であるということもあります。大阪ではもう5年近く支援実績があり、特に若年層の女性に特化した支援を行なっており、シングルマザーや低所得者の方々の生活の支援を行ったり、就労支援を行ったり、相談業務から引っ越し、退去まで継続してサポートしております。

また、大阪本店では地域柄、外国人の相談業務も多く、役所から相談業務が回ってきており、行政とタッグを組んだり、外国人研修生や留学生の居住支援実績も大多数こなしてきております。どんな些細なことでも結構です。どこかに今を変えるチャンスが眠っています。なんでもご相談ください。

**対象
エリア** 立川市、府中市、国分寺市、国立市、その近隣市

38 一般社団法人 介護グループふれあい

法人指定:2021年5月 事務所所在地:東京都立川市
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:042(506)0227

当法人は、2003年に結成し「どんなに障がいが重くても地域で自分らしく生活したい」という当事者の想いを実現するため、家探しや制度取得、住宅改修、引っ越し、環境整備、ヘルパー派遣等、居住支援を含め、トータルで支援を行って参りました。現在は、介護保険事業、相談支援事業、就労継続支援事業所、介護タクシー、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所施設を開設しております。

アフターコロナの時代、経済や社会が大きく変化しようとしています。格差が広がり支援が必要な方が、切り捨てられないセーフティネットとしての支援を、事業として行っていくために居住支援法人の活動を続けております。

**対象
エリア** 世田谷区

40 社会福祉法人 大三島育徳会

法人指定:2021年9月 事務所所在地:東京都世田谷区
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(5491)0340

本法人は、「地域に根差した社会福祉の実践」を理念に、世田谷区で高齢者、障害者を中心に福祉サービスを行っております。

世田谷地域において住居を確保することが困難な方へ対し、住み慣れた街、地域で安心して暮らし続けるための住宅確保支援及び生活全般の総合的支援を行います。

また、本部のある特別養護老人ホームを拠点とし、支援対象者と地域が互助の関係でつながれる仕組み作りに取り組んでまいります。

**対象
エリア** 東京都全域(島しょ部を除く)

42 NPO 法人 インクルージョンセンター 東京オレンヂ

法人指定:2022年1月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2011年 連絡先:03(5155)8072

当法人は、設立当初より自治体・社会福祉法人等からの生活困窮者の居住・生活・就労・学習支援等を受託してきた。これらの経験を活かし、広く支援を提供していくための居住支援法人としての下記の自主事業を展開している。

「オレンヂネット」 年間75,000円（消費税含む）
・入居可能物件のあつせん、内見、契約同行
・週2回の電話（システム）による安否確認による見守り
・身体の不調が疑われる場合に、弊社から利用者に電話し安否確認
・賃貸契約中に、室内で孤立した際の原状回復工事、特殊清掃、残置物の処分の発注等の連絡調整、
及びそれらの実費負担（合計50万円まで）
・死後事務（賃貸契約の解約、残置物の処理）の受任 等

**対象
エリア** 東京都23区、他（以下の枠内参照）

39 株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク

法人指定:2021年6月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(6871)6541

株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークは、「高齢者住宅情報プラザ」として、約4,000施設の有料老人ホームや高齢者物件の紹介を行っております。

また、全国23店舗体制で、各地に専門の相談員を配置。「きちんと見える」相談窓口をご用意しております。

記の他に、社会福祉協議会や社会福祉法人と協力し、無料のイベント「住まいのカフェ」を新宿区で実施。時代の流れとともに変わるものも地域の皆様と考える機会を設けさせて頂いております。

東京都の居住支援法人として、入居支援に邁進してまいります。

【その他の対象エリア】

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稻城市、西東京市

**対象
エリア** 東京都全域

44 株式会社 R 65

法人指定:2022年3月 事務所所在地:東京都杉並区
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:050(3702)2103

株式会社R65は、65歳以上の方のお部屋探しを専門で支援する不動産会社です。全国35社以上のパートナー不動産会社と連携しながら、高齢者の方々へ年間300件以上の物件仲介を支援しております。

日本は高齢化率が高いにも関わらず、65歳以上の「住宅難民」が社会問題となっています。急な立ち退き等によるお部屋探しが増えている中で、65歳以上の4人に1人が賃貸住宅への入居拒否を経験しているというデータもあります。

私たちは物件を高齢者の方へ貸し出す際のあらゆるリスクの解決を行い、65歳以上の方が入居可能な賃貸物件を増やすことで、「いつになつても、好きな場所に住める社会」を実現して参ります。

**対象
エリア** 板橋区、練馬区、豊島区、台東区、中野区

45 株式会社 うぐいす不動産

法人指定:2022年3月 事務所所在地:東京都板橋区
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:080(7952)0292

弊社は不動産仲介業として「審査がやさしい物件のご紹介」を行っております。

主に入居前支援をしておりますが、緊急連絡先の引受け・見守りサービスも行っています。また、支援団体様が主催されている相談会や炊き出しなどに参加させて頂き、アパート相談を承っております。

是非ともお気軽にご相談ください。

**対象
エリア** 江東区

46 社会福祉法人 おあしす福祉会

法人指定:2022年4月 事務所所在地:東京都江東区
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:070(6435)5374

「自分の町で、当たり前の暮らしがしたい」
就職したい、一人暮らしをしたい、家庭を持ちたい、誰かの役に立ちたい・・・どれも誰もが抱いていいはずの思いです。

私たち「おあしす福祉会」は、そんな利用者の思いに応えるため、江東区で初めての精神障害者のための作業所として1983年にスタートしました。障害があつても地域で当たり前に生活でき、自らの望む人生の実現に向けて歩めるよう利用者の支援を行っています。

**対象
エリア** 東京都全域

47 インケアフィット 株式会社

法人指定:2022年7月 事務所所在地:東京都世田谷区
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:0800(888)1165

当法人は、高齢者・低額所得者を中心にサービス付き高齢者向け住宅や賃貸物件への住替え支援を行っています。

また、この住み替え支援を通じて必要となる、債務保証・身元保証・生活支援（見守り・付き添いなど）・財産管理・死後事務対応などの相談に対し、士業などの専門家や提携している関連企業をコーディネートするなど、幅広い支援を行っています。

サービスエリアは、東京都全域で、住替え支援や関連する相談対応は全て無料で、経験豊富なスタッフが対応します。

**対象
エリア** 東京都全域(島しょ部を除く)

48 IGOCOCHI 株式会社

法人指定:2022年11月 事務所所在地:東京都新宿区
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(6821)1847

当法人「IGOCOCHI株式会社」は、住宅確保要配慮者の方々に「いいごち」がよい環境をご案内するため、2021年に創業いたしました。

代表が今まで培ってきた経験をもとに、単なる住まい紹介ではなく、生活に関するサポート及び引越や退去に伴うお手伝いもさせていただきます。お気軽にご相談ください。

地域の皆様と協力しセーフティネットを構築するよう取り組んでまいります。

**対象
エリア** 足立区

49 社会福祉法人 白寿会

法人指定:2023年1月 事務所所在地:東京都足立区
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:03(3890)3357

当法人は、介護保険サービス（特養・ショート・デイ・居宅・地域包括等）や障害福祉サービスを運営しています。この度、「あだち住まいの相談センター」を設置し、高齢者や障がいのある方等が、馴染みの地域で安心して暮らし続けることができるよう居住支援を提供することとしました。

住まいの相談、物件の紹介、契約時の支援といった入居支援、見守りサービスや緊急通報システムの導入といった入居後の生活支援、場合により、必要な福祉サービスへつなぐことなど、サービス対象者のよりよい暮らしの実現に向け総合的に支援します。当法人が借り上げ、転貸する形での入居支援や転居後の空き家相談も承ります。是非ご相談ください。

**対象
エリア** 八王子市、日野市

50 一般社団法人 住まいと暮らしの相談室

法人指定:2023年2月 事務所所在地:東京都日野市
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:080(6765)6588

私たちは、地域包括ケアシステムを基本軸に地域共生社会の実現を目指し高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最期の時まで安心して暮らし続けられるよう行政（福祉、住宅）や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー、民生委員等と連携して、入居前の支援（相談、アセスメント、生活支援のコーディネート、住宅の情報提供、見学同行、緊急連絡人確保、契約支援、引っ越し支援等）から入居中の支援（見守り、生活相談、緊急時対応等）そして、人生を終えた時の支援も、司法書士や行政書士、葬祭協会等と連携しサポートします。また、子育て中の方への居場所や子育て支援関連の情報提供を行います。



都内の居住支援協議会の紹介



※本パンフレットに掲載されている内容は令和5年2月時点のものです。

最新の情報については、各居住支援協議会にお問合せいただけ、ホームページをご確認ください。



千代田区居住支援協議会

(平成28年7月設立)

(事務局) 千代田区保健福祉部福祉総務課

03-5211-4209



相談場所	千代田区役所、地域包括支援センター等の各窓口	
------	------------------------	--

対応日	不定期	連絡先	03-5211-4209
-----	-----	-----	--------------

新宿区居住支援協議会

(令和2年2月設立)

(事務局) 新宿区都市計画部住宅課

03-5273-3567



相談場所	新宿区役所住宅課窓口	対象者	高齢者、障害者、ひとり親、低額所得者等住宅確保要配慮者
------	------------	-----	-----------------------------

対応日	第1～第4木・金曜日 午後1時から4時まで	連絡先	予約制 03-5273-3567
-----	--------------------------	-----	---------------------

不動産店等との協力事業など

- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成の申込み手続の協力
- ・上記住宅相談へ不動産業団体から相談員の派遣
- ・高齢者等に物件情報を提供し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住み替え促進協力店」を不動産業団体が指定

要配慮者に直接関わる取組

- ・居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成、配布
- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成
- ・取壊し等の立退き世帯に区内での住み替え居住を支援

文京区居住支援協議会

(平成29年7月設立)

(事務局) 文京区福祉部福祉政策課

03-5803-1220



相談場所	文京区福祉住宅サービス	対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯
------	-------------	-----	----------------

対応日	随時	連絡先	03-5803-1238
-----	----	-----	--------------

不動産店等との協力事業など

- ・住まいの協力店…不動産関係団体の推薦を受けた区内不動産店を「住まいの協力店」として登録し、高齢者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供、住まいに関する相談対応、「すまいる住宅」の登録手続や入居資格認定者の入居の仲介を行います。
- ・すまいる住宅登録事業…高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録し、「住まいの協力店」を通じて高齢者等に紹介します。区が入居資格認定した高齢者等が登録住宅に入居した場合、住宅オーナーに謝礼を支払います。
- ・住み替え相談会…区内の民間賃貸住宅に住み替えを希望する方を対象に相談会を開催します。相談員は、不動産関係団体が派遣する宅地建物取引士です。

要配慮者に直接関わる取組

- ・移転費用等助成事業…民間賃貸住宅に居住する高齢者等が、立ち退き要求を受けている、又は住環境を改善するために区内の民間賃貸住宅に転居する場合、移転費用及び転居前後の家賃の差額を助成します。
- ・すみかえサポート事業…連帯保証人が確保できないため区内民間賃貸住宅への住み替えが困難な高齢者等に、区が協定を締結した民間保証会社の債務保証サービスを紹介するとともに、要件を満たす方に保証料の一部を助成します。
- ・あんしん居住制度助成事業…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターのあんしん居住制度を利用する高齢者等のうち要件を満たす方に、初回事務手数料の一部を助成します。

台東区居住支援協議会

(平成31年1月設立)

(事務局) 台東区都市づくり部住宅課
03-5246-1468



相談場所	台東区役所 住宅課窓口	対象者	台東区内に居住していて、在宅で生活が営める以下の世帯
対応日	月曜日～ 金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (電話での相談も可)		・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯
		連絡先	03-5246-1468

不動産店等との協力事業など

(上記) 住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口

民間賃貸住宅へ入居を希望しているが、住宅探しに困っている高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象に不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行います。

要配慮者に直接関わる取組

(1) 立ち退き等に伴う転居費用の助成 (高齢者等住み替え居住支援)

自己の都合や責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者、障害者、ひとり親世帯の方に対して、支払った転居費用 (礼金、仲介手数料、引越費用) を助成します。
(上限15万円)

(2) 家賃債務保証会社の利用に伴う保証料の助成 (高齢者等家賃等債務保証)

区内の民間賃貸住宅に転居する際、高齢者、障害者、ひとり親世帯の方が家賃債務保証会社を利用した場合に支払った初回保証料の2分の1を助成します (上限2万円)。

江東区居住支援協議会

(平成23年9月設立)

(事務局) 江東区都市整備部住宅課
03-3647-9473



※お部屋探しサポート事業 (平成29年7月～) として実施

相談対応状況・不動産店等との協力事業など

<区役所で相談する場合>

相談場所	江東区役所住宅課窓口	対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
対応日	毎週火曜日午後1時から3時15分まで	連絡先	03-3647-9473
その他注意事項	事前予約制		

<協力不動産店に相談する場合>

相談場所	各協力不動産店(相談前に区役所住宅課窓口に申請書を提出してください。)	対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
対応日	店舗営業時間中いつでも	連絡先	03-3647-9473
その他注意事項	まずは江東区役所住宅課窓口で申請書を提出してください (申請済証を発行します)。 申請済証をお持ちになり、江東区内の協力不動産店でご相談ください。		

要配慮者に直接関わる取組

上記相談の結果、契約成立時に一定基準以下の所得の世帯に契約金の一部を助成 (家賃の1か月分、上限8万円)

上記相談の結果、民間保証会社と保証契約を結んだ際の保証料の一部を助成 (保証料の半額、上限2万円)

品川区居住支援協議会 (令和2年2月設立)

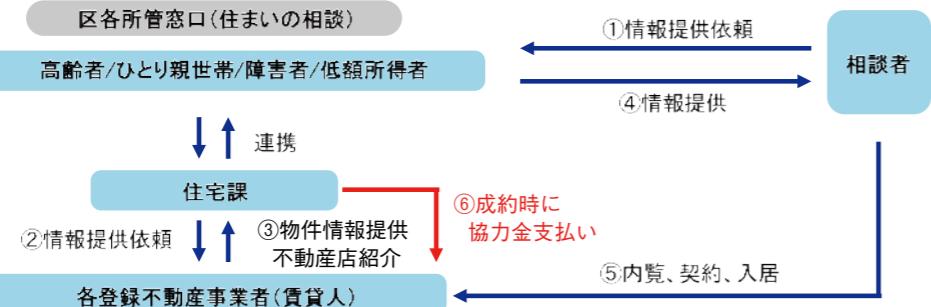
(事務局) 品川区都市環境部住宅課
03-5742-6777



不動産店との協力事業など

【住宅確保要配慮者入居促進事業】

ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者、ひとり親世帯、障害者、低額所得者を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅のあっせんを行います。この仕組みを利用し入居に至れば、賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金として6万円ずつお支払いいたします。※不動産事業者の方は、事前に登録が必要となります(要件あり)。



相談場所	品川区役所各担当窓口	対象者	高齢者、ひとり親世帯、障害者、低額所得者で、区内に引き続き2年以上居住していること等
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5742-6777

■要配慮者に直接関わる取組

■居住支援セミナー等の開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを賃貸住宅オーナー及び不動産事業者等向けに実施する。

大田区居住支援協議会 (令和元年9月設立)

(事務局) 大田区まちづくり推進部建築調整課 03-5744-1416/
福祉部福祉管理課 03-5744-1244



相談場所	住宅相談窓口 (大田区役所7階 建築調整課住宅担当内)	対象者	区内に1年以上居住する以下のいずれかに該当する世帯
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで (土日・祝日・年末年始を除く。)	高齢者、障がい者、ひとり親、外国人、生活保護受給者など	

連絡先 03-5744-1343

その他注意事項 物件紹介は行っていない。

■不動産店等との協力事業など

不動産団体と協定締結し、協力不動産店リストの作成及び提供

■要配慮者に直接関わる取組

■住宅確保支援事業

条件を満たす者に対して、以下のサービスの加入費及び利用料の一部を助成

①保証会社加入費

②緊急連絡代行サービス利用 (保証会社利用時に記載できる緊急連絡先がない場合に、認定NPO法人を紹介)

③緊急通報サービス利用

④入居者死亡保険加入費 (残存家財(遺品)の整理、居室内修繕、清掃(原状回復)、空き家になったことによる逸失家賃の損害を補償内容に含むもの)

■立退き等に伴う転居費用の助成

条件を満たす者に対して、転居先の区内民間賃貸住宅の契約に要する仲介手数料、礼金、権利金の一部を助成

■居住支援セミナー等の開催

住宅確保要配慮者への理解促進や居住支援協議会の取組等を周知するため、関係者や賃貸住宅オーナー・不動産事業者等を対象に開催

目黒区居住支援協議会 (令和4年5月設立)

(事務局) 目黒区健康福祉部福祉総合課
03-5722-9385



相談場所	目黒区役所2階 福祉の総合相談窓口	対象者	高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な事情によりお住まいにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	健康福祉部福祉総合課住まいの相談 03-5722-7237

■要配慮者に直接関わる取組

■居住支援セミナーの開催

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の入居促進を図るとともに、居住支援協議会の取組等を周知するため、賃貸住宅オーナー、不動産事業者、福祉事業者等を対象に実施

■居住支援のしおりの配布

入居前、入居中、退去時までの主な支援やサービスを紹介する「目黒区居住支援のしおり」の作成、配布

世田谷区居住支援協議会 (平成29年3月設立)

(事務局) 世田谷区都市整備政策部居住支援課
03-5432-2499



相談場所	世田谷区役所 都市整備政策部居住支援課	対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯等
対応日	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	連絡先	03-5432-2499

その他注意事項 下記「お部屋探しサポート」、「保証会社紹介制度」のご利用については、
住まいサポートセンターへ 電話03-6379-1420

※世田谷区として対応

■不動産店等との協力事業など ※世田谷区として対応

●お部屋探しサポート

世田谷区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に、世田谷区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。
(予約優先。毎週木、第1～4火・金曜日)

●保証会社紹介制度

世田谷区内在住2年以上の高齢者、障害者、ひとり親世帯に世田谷区と協定を締結した保証会社をご案内し、民間賃貸住宅への入居を支援します。

初回利用に限り保証料相当額の半額(2万円が限度)を区が助成します(生活保護受給世帯は除く。)

●協力不動産店一覧の公開

お部屋探しにお困りの方が身近な不動産店でご相談できるよう、世田谷区ホームページにて不動産団体の協力店一覧を公開しています。

■要配慮者に直接関わる取組 ※世田谷区として対応

●住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度

渋谷区居住支援協議会 (令和5年2月設立)

(事務局) 渋谷区都市整備部住宅政策課
03-3463-1848



相談場所	渋谷区住宅政策課居住支援係	対象者	区内在住の高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者等住宅確保要配慮者
対応日	随時	連絡先	03-3463-1848

■不動産店等との協力事業など

・協力不動産店の紹介

区内の住み替え物件がなかなか見つからない高齢者・障がい者・ひとり親世帯の方に対し、高齢者等であることのみを理由として物件探しを断らないよう区が依頼した不動産店（協力不動産店）を紹介します。

・高齢者住まい安心サポート

区と協定を締結している居住支援法人が実施する安否確認や死亡時の費用補償などがセットになった入居促進サービスの利用者に、初回登録料を補助します。

・賃貸借契約までの同行支援

高齢や障がい等によりご自身での物件探しが難しい方に対して、区と協定を締結している居住支援法人が賃貸借契約までの同行支援を実施します。

■要配慮者に直接関わる取組

・債務保証料補助

保証人が見つからぬために、区内の民間賃貸住宅への住み替えが困難となっている高齢者世帯等が、国土交通省に登録している保証会社を利用した場合に、初回保証料を50,000円を上限に補助します。

・立ち退きに伴う住み替え家賃補助

区内の民間賃貸住宅などにお住いの高齢者・障がい者・ひとり親世帯の方が、立ち退きを求められて区内の別の民間賃貸住宅に住み替える必要がある場合に、住み替え後の家賃と転居費用の一部を補助します。

中野区居住支援協議会 (令和3年3月設立)

(事務局) 中野区都市基盤部住宅課
03-3228-5581



相談場所 行政及び構成団体各窓口

対象者 住宅確保要配慮者

対応日 各対応窓口受付時間内 協力不動産店営業時間内

連絡先 03-3228-5581

その他注意事項 行政及び構成団体各窓口で相談対応しているが、問合せがある場合は居住支援協議会事務局まで

■不動産店等との協力事業など

- ・協力不動産店の登録・紹介※区の事業
- ・住み替え住宅の情報提供※区の事業
- ・協議会ホームページ内の「支援マップ」へ協力不動産店の店舗情報掲載

■要配慮者に直接関わる取組

- ・あんしんすまいパック利用助成 ※区の事業
 - ・家賃債務保証サービス利用等助成 ※区の事業
 - ・あんしん居住サービス利用助成 ※区の事業
 - ・協議会ホームページ作成
 - ・合同相談会
 - ・居住支援セミナー
 - ・協議会ステッカー貼付
- (協議会構成団体及び協力不動産店の各窓口に貼付)



杉並区居住支援協議会 (平成28年11月設立)

(事務局) 杉並区都市整備部住宅課
03-5307-0661



相談場所	杉並区都市整備部住宅課窓口 (杉並区役所西棟5階1番窓口)	対象者	杉並区内在住の高齢者世帯、ひとり親家庭、障害者世帯、子育て世帯、災害被害者、犯罪被害者、DV被害者
対応日	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5307-0661

■不動産店等との協力事業など

○高齢者等アパートあっせん事業

取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たにアパート等をお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。

■要配慮者に直接関わる取組

○仲介手数料・家賃等債務保証料の一部助成（上限金額、支給要件あり）

○高齢者等入居支援事業

親族等がない高齢者（単身者）や障害者（単身者）が事前に預託金を杉並区社会福祉協議会に支払うことにより、葬儀の実施や残存家財等撤去を実施します。他に、高齢者（単身者）の見守りサービス（無料）があります。

豊島区居住支援協議会 (平成24年7月設立)

(事務局) NPO法人 としまNPO推進協議会、
（株）住宅・都市問題研究所、豊島区
03-3981-2655（豊島区都市整備部住宅課）



相談場所 豊島区役所4階 保健福祉部福祉総務課 入居相談グループ

対象者 豊島区民

連絡先 03-3981-2683 対応日 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※豊島区として対応

■不動産店等との協力事業など

●高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業に関する協定※豊島区として締結

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部
- ・一般社団法人 全国保証機構

●居住支援に係る包括連携に関する協定※豊島区として締結

- ・ホームネット株式会社
- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部

●としま居住支援バンクに関する覚書

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部

■要配慮者に直接関わる取組

●居住支援団体登録制度の実施（平成28年10月～）

居住支援事業に取り組んでいる団体と広く連携するための団体登録制度。としま居住支援バンクの登録物件への入居あっせん等の活動に対して経費を助成する。住宅確保要配慮者に対する住まいさがしの支援、入居の支援、生活の支援、各種相談、その他住まいの確保に係る支援を、豊島区居住支援協議会と協働して行う。

・登録団体 令和5年2月時点 12団体

●としま居住支援バンクの設立（平成26年2月～）

住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や区内の空き家・空き室活用の促進を図るために、住宅確保要配慮者向けの空き家、空き室を登録し、マッチングを実施 令和4年12月 新システムがオープン

としま居住支援バンク



●普及啓発事業の推進

としま居住支援バンク登録促進のため、ホームページやガイドブック等による情報発信や、不動産店へのヒアリングを実施

としま居住支援ガイドブック



誰もが安心して住み慣れた地域に暮らし続けられるための

としま居住支援 ガイドブック



豊島区居住支援協議会

北区居住支援協議会 (平成31年3月設立)

(事務局) 北区まちづくり部住宅課
03-3908-9201



相談場所	北区役所各担当窓口	対象者	住宅確保要配慮者
対応日	窓口開庁時間内随時	連絡先	03-3908-9201

■不動産店等との協力事業など

◆居住支援に係る包括連携に関する協定

・(公社) 東京都宅地建物取引業協会北区支部、(公社) 全日本不動産協会東京都本部城北支部、ホームネット株式会社

※北区として対応

■要配慮者に直接関わる取組

●補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居の際、オーナー又は入居者が「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合に、1住戸1か所に限り、初回登録料に相当する額を助成します（限度額：16,500円）。

●セーフティネット住宅改修費補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の3分の2を補助します（限度額：100万円
[バリアフリー改修工事等の特定工事を含む場合は200万円]）。

●セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します（限度額：一戸当たり4万円／月 [原則10年間]）。



練馬区居住支援協議会 (平成31年4月設立)

(事務局) 練馬区建築・開発担当部住宅課
03-5984-1289



相談場所	練馬区建築・開発担当部住宅課 練馬総合福祉事務所 光が丘総合福祉事務所 石神井総合福祉事務所 大泉総合福祉事務所	対象者	区内在住の高齢者、障害者、ひとり親家庭 ※区内在住の親族近隣への転入を希望する場合は区外在住でも可
対応日	午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）予約不要	連絡先	03-5984-1289（住宅課管理係直通）

※練馬区として対応

■不動産店等との協力事業など ※練馬区として対応

●練馬区住まい確保支援事業に関する協定

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会練馬区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部練馬支部

■要配慮者に直接関わる取組 ※練馬区として対応

●練馬区住まい確保支援事業（情報提供事業）

希望条件に基づき民間賃貸住宅の空き室情報を協定団体に照会し、該当物件の紹介を行う。

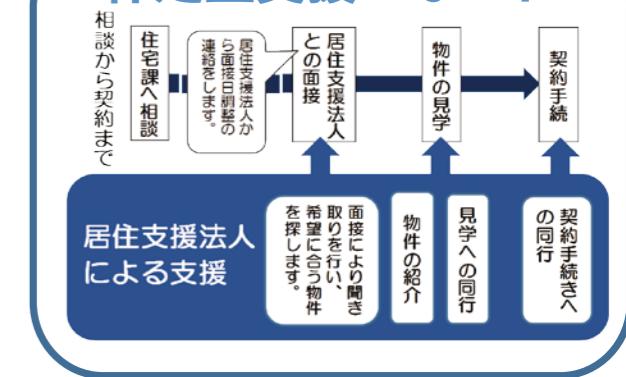
●練馬区住まい確保支援事業（伴走型支援事業）

高齢者等で、ご自身だけでは契約や転居の手続きができない方等を対象に、物件調査、内見や契約手続への同行等を区が委託した居住支援法人が実施する。

●セーフティネット専用住宅への改修費補助事業

●セーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助事業

伴走型支援のながれ



住まい探しでお困りの方へ
(練馬区ホームページ)



©2011 練馬区ねり丸

板橋区居住支援協議会 (平成25年7月設立)

(事務局) 板橋区都市整備部住宅政策課
03-3579-2186



相談場所	板橋区都市整備部住宅政策課 (板橋区役所北館5階14番窓口)	対象者	民間賃貸住宅への入居を希望する 高齢者等の住宅確保要配慮者
対応日	住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいのネット」を設置 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-3579-2186

■不動産店等との協力事業など

◆高齢者等世帯住宅情報ネットワーク

(公社) 東京都宅地建物取引業協会板橋区支部及び (公社) 全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力により、民間賃貸住宅の情報を提供

■要配慮者に直接関わる取組

◆家賃等債務保証支援事業

保証人が見つからない高齢者等に、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められる。

足立区居住支援協議会 (令和2年12月設立)

(事務局) 足立区都市建設部建築室住宅課
03-3880-5963



相談場所	足立区役所 住宅課	対象者	足立区内で転居を希望する住宅確保要配慮者
対応日	窓口開庁時間内に随時対応 (予約不要)	連絡先	03-3880-5963 (直通)

その他注意事項

窓口にて条件を確認後、毎月第2・第4月曜日（休日の場合は翌営業日）にてお部屋紹介

■不動産店等との協力事業など

(公社) 東京都宅地建物取引業協会足立区支部

(公社) 全日本不動産協会東京都本部城東第一支部

あだちお部屋さがしサポート事業

■要配慮者に直接関わる取組

上記事業を利用され、かつ対象となる方に入居時の一部費用助成あり

葛飾区居住支援協議会 (令和元年6月設立)

(事務局) 葛飾区都市整備部住環境整備課
03-5654-8353

相談場所	住環境整備課住宅運営指導係 (葛飾区役所新館3階307番窓口)	対象者	葛飾区内の民間賃貸住宅へ転居を希望される 住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5654-8353

■不動産店等との協力事業など

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けしています。葛飾区から協力不動産店へ物件情報の照会をいたしまして、ご紹介できる物件があればご相談者様へ電話連絡をいたします。

■要配慮者に直接関わる取組

【家賃債務保証料の助成】

葛飾区内在住1年以上の高齢者・障害者・ひとり親世帯を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、支払った初回分の保証料（上限3万円）を助成します。

【あんしん民間賃貸住宅補償料の助成】

葛飾区内在住の高齢単身者を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際にホームネット株式会社が提供する、週2回の電話による安否確認及び死亡時の補償サービスを利用される際の初回登録料と月額利用料を助成します。

江戸川区居住支援協議会 (平成30年7月設立)

(事務局) 江戸川区福祉部福祉推進課
03-5662-0517



相談場所	福祉推進課住宅係 窓口	対象者	住まいに関するお困りの方
対応日	随時／住み替え相談会不定期開催	連絡先	03-5662-0517

■不動産店等との協力事業など

(公社)宅地建物取引業協会江戸川区支部で実施している「熟年者に親切な店協議会」に加盟している不動産店を紹介

■要配慮者に直接関わる取組

○住み替え相談

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への住み替えを支援する相談会を実施。

住宅に関する相談から生活相談も適宜行い、江戸川区のサービスについても案内を行う。

(予約制・不動産団体より相談員を派遣)

○民間賃貸住宅家賃等助成

取り壊し等のために新しく民間賃貸住宅に転居した高齢者、障害者、ひとり親世帯の方に対して、転居前と転居後の家賃の差額（上限2万円）、敷金などの転居一時金、契約更新料を助成



八王子市居住支援協議会 (平成28年2月設立)

(事務局) 八王子市まちなみ整備部住宅政策課
042-620-7260



相談場所	八王子市まちなみ整備部住宅政策課	対象者	住まい探しにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	連絡先	042-620-7260

相談場所	八王子駅南口総合事務所 (住宅相談会)	対象者	住まい探しにお困りの方
対応日	年6回	連絡先	042-620-7260

その他注意事項 住宅部局・福祉部局・不動産店が相談に応じる。(事前予約制)

■不動産店等との協力事業など

居住支援協力店の登録・公開 (平成29年4月～)

住宅確保要配慮者の入居の相談に対応する不動産店を「居住支援協力店」として登録し、ホームページで公開



立川市居住支援協議会 (令和3年9月設立)

(事務局) 立川市 市民生活部 住宅課
042-528-4384



相談場所	立川市役所3階打合せコーナーほか	対象者	住宅確保要配慮者、家主
対応日	毎週木曜日 (祝日・年末年始除く) の午後3コマ①13:30～14:15／②14:45～15:30／③16:00～16:45	連絡先	居住相談窓口 「みんなの住まいサポートたちかわ」 042-520-8006

その他注意事項 事前予約制 (前日までに電話・FAX)、1日3組まで (申込順)

■不動産店等との協力事業など

居住相談窓口と連携し、住宅確保要配慮者の入居相談に対応する立川市または立川市に隣接する市に所在する不動産店を「不動産協力店」として登録し、立川市ホームページで公開



■要配慮者に直接関わる取組

【居住支援セミナーの開催】

住宅セーフティネット制度の周知、普及・啓発を目的とした、居住支援セミナーを開催

【パンフレット・チラシの配布】

居住支援協議会、居住相談窓口、不動産協力店、居住支援法人の活動内容等を周知するためのパンフレット・チラシを作成、配布

武蔵野市あんしん住まい推進協議会 (居住支援協議会) (令和4年12月設立)

(事務局) 武蔵野市都市整備部住宅対策課
0422-60-1905



相談場所	都市整備部住宅対策課窓口	対象者	武蔵野市内在住の住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時まで	連絡先	0422-60-1905

■不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を協力不動産店として登録し、入居支援事業として、協力不動産店の紹介を行う。

■要配慮者に直接関わる取組

【住宅確保要配慮者向け】

- ・協力不動産店の紹介
- ・伴走支援事業者を派遣 (契約支援など一部のみ)
- ・家賃債務保証会社を紹介し、保証委託料を一部助成
- ・電話、訪問による見守りを実施 (月1回程度)
- 【賃貸住宅所有者向け】
- ・緊急通報装置費用の助成
- ・原状回復、家賃損失に備える保険に市が加入
- ・残置物処理費用の一部助成
- ・バリアフリー改修費の一部助成

府中市居住支援協議会 (令和2年7月設立)

(事務局) 府中市都市整備部住宅課
042-335-4458



相談場所	府中市社会福祉協議会窓口 (ふれあい会館2F)	対象者	高齢者、障害者、子育て家庭など、 様々な事情によりお住まいにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで 事前予約制	連絡先	府中市社会福祉協議会まちづくり推進係 042-334-3040

■不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を「府中市居住支援協議会不動産事業者協力店」として登録し、ホームページで公開



調布市居住支援協議会

<愛称：すまいサポート調布> (平成27年12月設立)

(事務局) 調布市都市整備部住宅課
042-481-7141



相談場所	調布市役所2階 市民ロビー相談室	対象者	高齢者、障害者、子育て家庭など、 様々な事情によりお住まいにお困りの方
対応日	第1・3木曜開庁日 午後1時15分から4時10分まで (令和4年度現在)	連絡先	調布市都市整備部住宅課 042-481-7141

その他注意事項 相談窓口の事業名称は「調布市住まいぬくもり相談室」(利用時は上記連絡先へ事前予約)

■不動産店等との協力事業など

「調布市住まいぬくもり相談室」の中で、協力不動産店に物件を紹介いただいている。

■要配慮者に直接関わる取組

・民間賃貸住宅仲介支援事業 (平成29年4月～)

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産等事業者の仲介を利用した場合にその費用を助成 (上限額6万4千円)

・民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業 (平成29年4月～)

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、民間保証会社を利用する際の費用を助成 (上限額3万2千円)

町田市居住支援協議会 (令和元年5月設立)

(事務局) 町田市都市づくり部住宅課
042-724-4269



相談場所	住まいの電話相談窓口 (社会福祉法人悠久会)	対象者	住宅確保要配慮者 町田市に居住又は居住予定の方
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで (祝日、年末年始を除く)	連絡先	050-5526-1681

小金井市居住支援協議会 (平成/令和4年4月設立)

(事務局) 小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係
042-387-9861



相談場所	小金井市社会福祉協議会窓口	対象者	住宅確保要配慮者
------	---------------	-----	----------

対応日	予約制 ※予約の際に日程を調整	連絡先	042-386-0295
-----	--------------------	-----	--------------

■不動産店等との協力事業など

小金井市居住支援協議会の趣旨に賛同し、小金井市居住支援相談窓口と連携して、適切な支援を行う市内の不動産事業者を協力不動産店として登録している。(協力不動産店のマークは別添資料のとおり)



日野市居住支援協議会 (平成29年3月設立)

(事務局) 日野市まちづくり部都市計画課
042-514-8371



※あんしん住まいの日野事業 (平成30年6月～) として実施

■相談対応状況・不動産店等との協力事業など

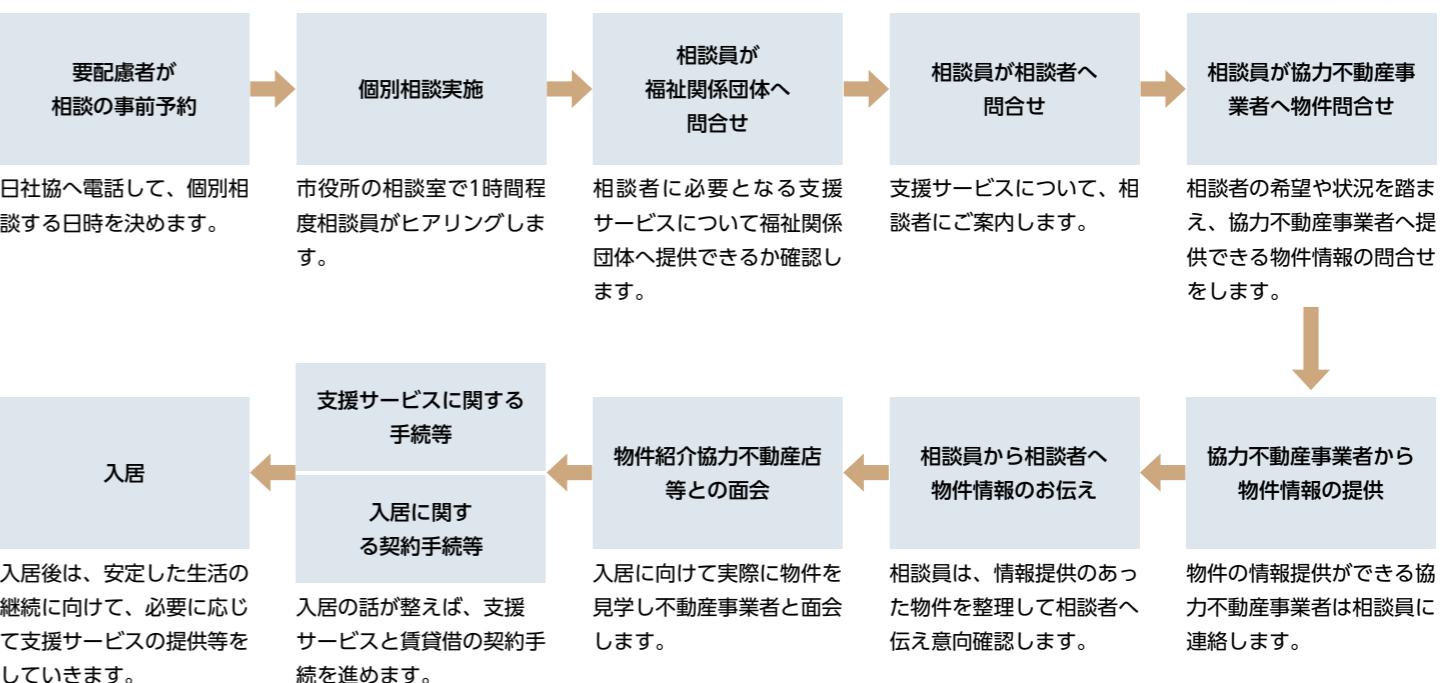
相談場所	日野市役所会議室	対象者	高齢者、障害者、低額所得者、 ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者
------	----------	-----	-------------------------------------

対応日	毎週木曜日 午後 4組	連絡先	050-3537-5765
-----	-------------	-----	---------------

その他注意事項 予約制。日野市社会福祉協議会 (日社協) へ委託

◀相談業務の流れ▶

この相談業務を通じて、要配慮者の方が入居に至るまでの対応の流れの一例です。



狛江市居住支援協議会 (令和元年5月設立)

(事務局) 狛江市都市建設部まちづくり推進課
03-3430-1359



相談場所	狛江市福祉保健部福祉政策課	対象者	高齢者、障がい者、子育て家庭など
対応日	原則毎月第1火曜日(3枠)予約制	連絡先	狛江市福祉保健部福祉政策課 03-3430-1240

多摩市居住支援協議会 (平成29年5月設立)

(事務局) 多摩市都市整備部都市計画課
042-338-6817

相談場所	居住支援相談窓口(駅近隣施設内)	対象者	市内在住の住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時まで 土曜日 午前9時～午後5時まで (祝日、年末年始を除く)	連絡先	042-401-8640
その他注意事項	要事前予約		

■不動産店等との協力事業など

お部屋探しサポート協力店制度(居住支援相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しに協力してくれる不動産事業者を協力店として登録。協力店は相談窓口からの部屋探しの依頼に協力)

西東京市居住支援協議会 (令和2年7月設立)

(事務局) 西東京市まちづくり部住宅課
042-438-4052



相談場所	西東京市役所 住宅課窓口	対象者	西東京市内にお住まいで、 住宅探しでお困りの方 (高齢者・障害者・低額所得者等)
対応日	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	042-438-4052

その他注意事項

転居先は、まずは市内の物件とする。

*ご希望の物件が見つからない場合や事情がある方については、市外の物件も対象とする。

■不動産店等との協力事業など

○民間賃貸住宅への入居・居住継続支援事業

住宅探しでお困りの住宅確保要配慮者からの相談を受け、協定先の不動産関係団体又は委託先の居住支援団体へ依頼し、

民間賃貸住宅(アパート等)の情報提供及び内見同行、契約手続等のサポートを行う。

また、その際に保証人が見つからない方に対しては、保証委託契約をあっせんする。

*保証会社のみをお探しの方については、情報提供を行う。

■要配慮者に直接関わる取組

○保証委託料・初期費用・少額短期保険料の助成制度

要件を満たす方に対し、上記の費用の一部を助成する。

○住宅確保要配慮者居住支援事業

委託先の居住支援団体が必要に応じて要配慮者の自宅等を訪問し、居住支援を行う。

休日及び夜間の緊急の対応が生じた場合も同様に居住支援を行う。

○普及啓発事業

啓発用リーフレットの配布

居住支援セミナーを実施予定

○サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

住宅確保要配慮者のニーズに応じて情報提供を行う。



居住支援に活用できる様々な制度

※令和5年2月時点の情報



賃貸住宅へ入居する際の連帯保証人をお探しの方への支援策

家賃債務保証制度

(一財)高齢者住宅財団 TEL.0120-602-708

高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度です。

対象住宅

財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

対象世帯

- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯
- 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅入居者世帯

保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃(共益費・管理費を含む)	月額家賃の12か月分に相当する額
(2) 原状回復費用及び訴訟費用	月額家賃の9か月分に相当する額

保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

今後の生活に不安を感じている高齢者の方への支援策

あんしん居住制度

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター TEL.03-5989-1784

以下のサービスにより、住み慣れた住宅・住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度です。

(1) 見守りサービス

住宅に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守ります。

(2) 葬儀の実施

亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬(埋葬)許可書の受理及び火葬を行います。

(3) 残存家財の片付け

亡くなった後に、住宅内に残された家財(貴重品以外)の片付けを行います。

⇒高齢者等とその家族、大家さんなどの不安を解消します。

*これらのサービスは、単独でも、それぞれのサービスを組み合わせても利用できます。

*料金については、預かり金タイプ(一括払い)のほかに月払いタイプがあります(要件あり)。

見守りサービス

利用者の住まいから、受信センターへの通報と駆け付けの仕組み

ご利用者の住まい

一定時間反応がない場合、自動的に通報



*安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を修了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。

経済的自立と生活の安定を図りたい方への支援策

生活福祉資金の貸付

(社福) 東京都社会福祉協議会 区市町村社会福祉協議会へご連絡をお願いします。

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行っています。
また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」があります。「総合支援資金」では、必要に応じ、住宅入居費(敷金、礼金等)なども貸付の対象となります。
このほか、高齢者世帯や生活保護受給者世帯を対象に不動産担保型生活資金の貸付も行っています。
※資金の貸付相談、申込みは区市町村社会福祉協議会で行っています。

高齢者等に対する入居支援、生活支援等を検討している区市町村への支援策

生活支援付すまい確保事業

都(福祉保健局) TEL.03-5320-4045

事業概要

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

[実施主体] 区市町村（社会福祉法人、民間団体等に委託又は助成して実施することができる。）

[都補助額] 区市町村当たり800万円

[事業期間] 平成27年度～（令和元年度以降は地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）

事業内容

- 空き家・空き室などを活用した低廉な住宅の情報提供及び入居支援
- 入居者への安否確認などの生活支援の継続実施
- 対象者：一定の支援があれば自立生活が可能な高齢者など
- 住宅：昭和56年6月以降に着工した建築物で、消防法等に適合し、床面積が原則16m²以上（住宅セーフティネット制度における登録住宅は除く）
- 住宅改修及び設備改修：空き家・空き室の状況に応じて一戸当たり100万円まで

TOKYOチャレンジネット（住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業）

都(福祉保健局) TEL.03-5320-4072

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、生活支援、居住支援、就労支援、資金貸付を行う事業

空き家を利用した居住支援を検討している区市町村への支援策

空き家利活用等区市町村支援事業

都(住宅政策本部) TEL.03-5320-5148

詳細や最新の情報は東京都
空き家情報サイトをご覧ください



空き家の解決に役立つ情報をまとめた
空き家ガイドブックもご利用ください



住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 都(住宅政策本部) TEL.03-5388-3320

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

民間賃貸住宅への入居支援等を行っている居住支援法人への支援策

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業

(居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

国(国土交通省) TEL.03-5253-8111



詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください

居住支援協議会に対する支援策

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業

(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

国(国土交通省) TEL.03-5253-8111



詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください

国の補助の対象にならない場合は…

区市町村居住支援協議会活動支援補助金 都(住宅政策本部) TEL.03-5320-4919

「居住支援協議会」の活動に対する都の補助

[対象の事業] (国庫補助金の対象となるものを除く)

- ① 区市町村居住支援協議会が行うセミナー・研修会の開催、パンフレットの作成、住宅確保要配慮者の需要調査、その他広報・普及啓発に資する活動（設立年度を含む3年間に行われるもの）
- ② 区市町村居住支援協議会が行う以下の活動
 - ・東京ささエール住宅（専用住宅）として登録を促進するもの
 - ・民間賃貸住宅への入居支援として、登録協力不動産店制度や、総合的な相談窓口・相談会などの取組を推進するためのもの
 - ・民間賃貸住宅への入居支援として、都指定居住支援法人及び区市町村居住支援協議会構成員と連携して行う取組を推進するためのもの
 - ・その他、区市町村協議会の活動の活性化に資する活動として認められるもの

[補助金額]

補助対象事業に要する費用の額の2分の1又は100万円のいずれか低い額（ただし、人件費は除く）
※R5年度から補助対象を拡充し、区市町村等の協議会設立前における活動へも支援（補助率10/10、補助限度額100万円、最大3年間）

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業や、これらの取組を広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業

生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

区市（町村部については東京都）が実施主体となり、住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者又は休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況の方に対し賃貸住宅の家賃を有期で給付する制度

生活保護制度（住宅扶助）

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

生活保護受給世帯に、賃貸住宅の家賃等の費用（実額・上限あり）を支給する制度

障害者差別解消法及び東京都障害者への理解促進 及び差別解消の推進に関する条例

法令の概要

「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も相互に尊重し合い、共に生きる社会を目指し、行政機関及び民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。不動産業関係の事業者は、国土交通省が作成した「対応指針（ガイドライン）」に基づいて、適切に対応することが求められます。

また、都は、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定しました。

都条例のポイント

(1) 合理的配慮の提供の義務化

民間事業者の「合理的配慮の提供」について、差別解消の取組を一層進めるため、義務としています。

障害者差別解消法		都条例	
行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者	
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	義務※	義務

（※令和3年5月の法改正により義務化され、政令で定める日から施行されます。）

(2) 紛争解決の仕組みの整備

新たに調整委員会を設け、相談支援を行っても解決が見込めない事案について、あっせんを行います。

また、あっせんによっても解決しない場合、勧告・公表を行うことができます。

(3) 広域支援相談員の設置

東京都に広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を、障害者や民間事業者などから受け付けます。

具体例（不動産業関係）※これに限られるものではありません。

【不当な差別的取扱い】

- 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- 物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。

【合理的配慮の提供】

- 障害者の求めに応じ、バリアフリー物件等、障害者が不便と感じる部分に対応している物件があるかを確認する。
- 障害者が物件を探す際、最寄り駅から物件までの道のりを一緒に歩いて確認する。

（資料）「障害者差別解消法に基づく対応指針」（国土交通省）

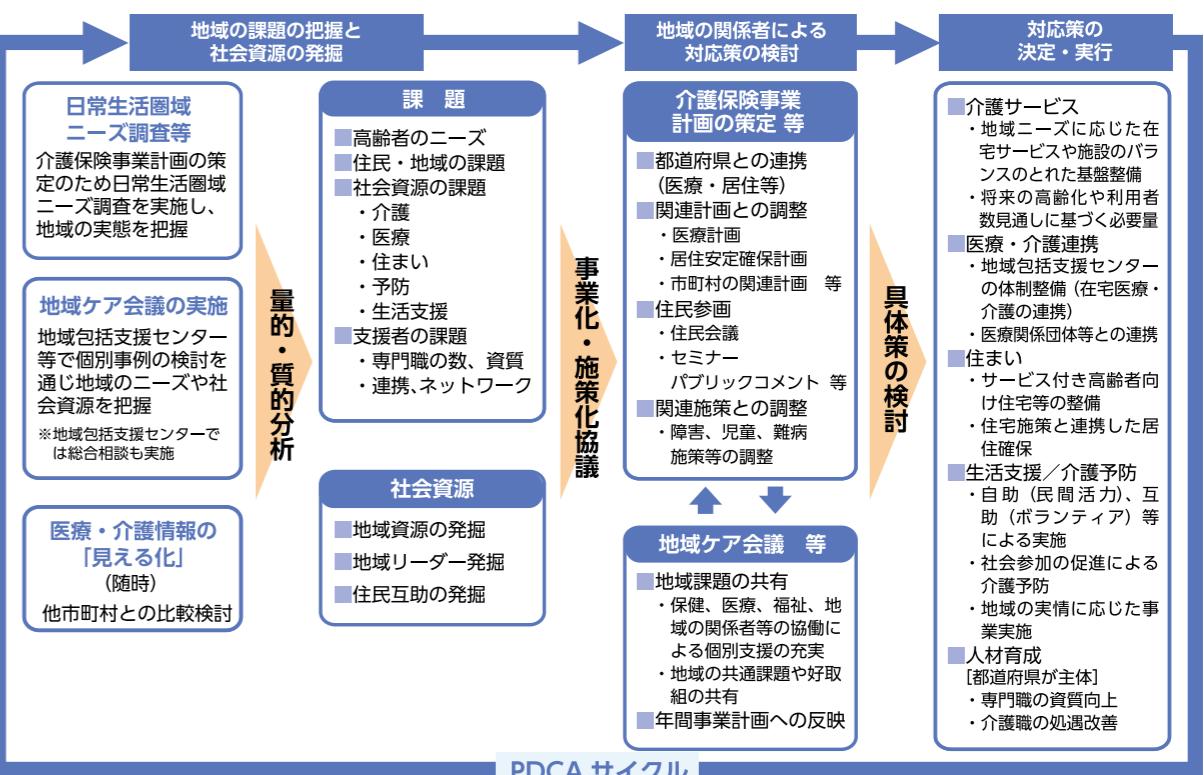
地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

◆東京の令和7年（2025年）の地域包括システムの姿（イメージ図）～高齢者が安心して、地域で暮らし続けるために各要素が連携・協働し、住民が互いに支えながら、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を目指します。



◆市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）





※本パンフレットに掲載されている内容は、令和5年2月現在のものですので、
最新の情報については、それぞれの制度等のHPなどをご確認ください